

ゼロゼロ融資の返済にお困りの方へ

このようなことでお困りではないですか？

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が続いており資金繰りが厳しい中で返済が始まってしまう・・・
- ・今年から借入の返済が始まるが、売上が回復しておらず返済が難しい・・・



そのお悩み**返済方法の変更**で解決できるかもしれません
私たち沖縄県信用保証協会にご相談ください！！

返済方法の変更とは？

現在返済中の借入やこれから返済を開始する借入の返済方法を、お客様の業況に合わせて、一時的にストップ(猶予)したり、当初の返済額を減らしたりする見直しを行うことです。

沖縄県信用保証協会の職員が中小事業者の皆様の業況を確認させて頂き、条件変更手続きにかかる金融機関との調整を行います。

➤ メリット

- ・一時的に返済を猶予または返済額を減らすことで、手元資金の資金繰りに余裕が生まれます

➤ 注意点

- ・返済方法の変更の申込手続きは、ご利用の金融機関が窓口となります
- ・見直しに従い、再計算した利息や保証料を追加でお支払いただきます
- ・手続きには審査があるためご希望に添えない場合もございます

返済方法変更のイメージ

➤ A 社の場合

借入額: 3,000 万円 返済期間: 10 年(1 年間の返済額 300 万円)



今月から借入の返済がスタートするが、コロナの影響が続いて、まだ売上が戻っていない、どうしよう。
今年から年間 300 万円の借入返済がスタートすると手元にお金が残らなくなってしまう。
どうにかして、手元資金を残しておく方法はないかなあ。

お客様の場合、1 年間の元金返済額 300 万円を猶予することで、**年間 300 万円分**の手元資金に余裕が出ます。
※元金返済を猶予した分は翌年以降の返済に加算されることになります。
※条件変更手続きには審査があるためご希望に添えない場合もございます。



※この事例はあくまでも一例です。

お客様の状況に合わせてご相談させていただきます。

返済方法の変更のご相談以外にも以下のご相談ができます！



- 資金繰り表作成
- 新規融資のご相談
- よろず支援拠点等の各支援機関のご紹介

etc...

HP、LINE には情報が満載！
アクセスお待ちしております！

お問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 経営支援部 経営支援課 企業支援第二係

担当者: 津波(080-5662-0323) 奥原(090-1946-7764)

酒井(080-6890-8299) 佐久本(090-6865-7778)

E-mail: keieishien@okinawa-cgc.or.jp



HP



LINE